

「工作物石綿事前調査者講習」 開催のご案内

石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める炉設備（ボイラー、焼却設備等）、電気設備（変電、配電、送電設備等）、プラント系配管設備等の解体や改修の作業については、令和8年1月1日以降、「工作物石綿事前調査者講習」修了者による事前調査が義務づけられています。

本講習は、厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号に基づく工作物石綿事前調査者の資格を取得するための講習です。

次の要領で「工作物石綿事前調査者講習」を開催しますので、この機会に、是非受講されますようご案内いたします。

講習日：裏面を参照ください。

会場：エル・おおさか南館 大基連講習会場

定員：100名

受講料：49,280円

内訳【受講料40,000円＋消費税(10%) 4,000円、
テキスト 4,800円＋消費税(10%) 480円

申込方法：[インターネット予約](#)

(当会HPからお申込みできます)



● 受講資格(概略) ●

(1)石綿作業主任者技能講習修了

- (2) 工作物実務経験11年以上
- (3) 大学卒(工学)＋工作物実務経験2年以上
- (4) 短大卒(3年制の工学)＋工作物実務経験3年以上
- (5) 短大(2年制の工学)・高専(工学)卒＋工作物実務経験4年以上
- (6) 高卒(工学)＋工作物実務経験7年以上

- (7) 特定化学物質等作業主任者技能講習修了
(H18.3.31.以前)＋工作物事前調査実務経験5年以上
- (8) 第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士
＋工作物事前調査実務経験5年以上
- (9) 建築行政又は環境行政（石綿の飛散の防止に関するもの
に限る）に関して2年以上の実務の経験を有する者
- (10) 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を
有する者
- (11) 産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は産業安全
専門官若しくは労働衛生専門官であった者



【公式】LINEはじめました！
友だちになって最新情報を
GETしよう



はじめました

工作物石綿事前調査者講習機関 大阪労働局登録（第3号）

公益社団法人 大阪労働基準連合会

〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5-3 エル・おおさか南館4F
TEL:06-6942-7401 HP: <https://www.daikiren.or.jp>



工作物石綿事前調査者講習 令和7年度 開催日程

受講日
令和7年 6月11日(水)～12日(木)
令和7年 9月11日(木)～12日(金)
令和7年 10月20日(月)～21日(火)
令和7年 12月 3日(水)～4日(木)
令和8年 1月 28日(水)～29日(木)